

流域対策に係る取組 調査票

氾濫防止			
No	項目	概要	取組状況・課題
1	防潮堤、水門整備・陸 閘等高潮対策	伊賀地域については該当なし	
2	流木対策	流木の発生を抑制する森林整備等	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「みえ森と緑の県民税」を活用し、溪流内の 危険木の除去や流木の流下を緩衝する溪流沿いの森林整備等、災害緩衝林機能を発揮する森林づくりを進めている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益者と森林所有者が異なる案件や小規模所有者が多いことから、事業実施の同意を得るのに時間を要することが多い。

※河川整備・下水道（雨水）整備についてはこれまでの調査でお聞きしているため省略します。

※砂防施設整備、土砂災害対策については今回の調査の対象外とします。

保水・遊水対策			
No	項目	概要	取組状況・課題
1	森林の保全・整備	森林の持つ公益的機能の維持増進	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「三重の森林づくり条例」の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民の参画の推進」の4つを基本方針とし、関係する施策を総合的かつ計画的に推進している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 激化する自然災害に備えるため、森林の整備及び山地の崩壊等を予防する予算の確保が必要。
2	農地の保全・整備	該当なし	
3	農業用施設の治水利用	該当なし	

4	雨水貯留施設の整備	開発調整池の指導	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法に基づく開発行為の許可に関して、洪水調節池(1/50)の設置を指導している。調整池は、原則市町に帰属し市町が維持管理を行っている。工場用地内の調整池等市町への帰属ができない場合は、市町長と設置者との間で管理協定を締結し、協定に基づき設置者が維持管理するよう指導している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場用地内等の調整池は私有財産であることなどから、治水計画その効果が見込まれていない。継続的な機能確保については、市町の管理下で行われているため、県は機能確保状況を把握していない。
---	-----------	----------	---

※上記以外で独自の取組を実施されている場合は、項目を追加してご記入ください。

減災			
No	項目	概要	取組状況・課題
1	確実な情報伝達の仕組みの整備	(水防警報・避難判断水位情報等) 情報伝達	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災みえ.jp (三重県 HP) による各種情報提供のほか、電話・ファックスにより多重連絡を行っている。 出水期前に関係機関(国・市町)と情報伝達訓練を実施。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報伝達方法が変わっておらず、インターネットメール等の活用による誰もが簡単確実にできるシステムづくり。 訓練では各年、対象河川等を抜粋して実施しているため、全市町との訓練が一巡するには時間がかかる。 訓練には水防担当課が参加するが、実際の水防待機班とは異なるため、より実効性のある演習にしていく必要がある。
2	避難勧告等の実効性の向上	該当なし	

3	水害リスク情報（浸水想定区域図・ハザードマップ等）の作成・周知	浸水想定区域図の作成・公表	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防法に基づき水位周知河川において、浸水想定区域図を作成・公表している（平成25年度末時点（県全体）：37/37河川） 県独自の取組みとして、上記以外の主要河川において、浸水想定区域図を作成・公表している（平成25年度末時点（県全体）：29/64） 市町が作成するハザードマップの基礎情報としている <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年3月31日に「浸水想定区域図作成マニュアル」が改定されたことから、作成済み浸水想定区域図の修正が生じている
4	水防活動体制の整備	水位周知河川の指定（37河川：県全体）	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防法に基づき、洪水予報河川以外の河川のうち相当な被害を生ずる恐れがある河川を水位周知河川として指定。 避難判断水位等を設定し周知。市町長が出す避難指示・避難勧告等の判断基準の一つとなる。
		水防警報河川の指定（37河川：県全体）	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防法に基づき、河川毎に予め決めておいた水位観測所の水位に対して、水防団待機水位・はん濫注意情報など水防活動の目安となる水位を決めておき、その水位に達し増水のおそれがあるときに発表。
5	地下街等の防災体制の整備	該当なし	
6	要支援者対策の推進	該当なし	
7	土地利用・住まい方の誘導	建築物の建築制限	<p>【取組状況】（町の取組のため参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法に基づく町が定める条例により災害危険区域を指定し、同区域内における出水による災害を未然に防止するため、住居の用に供する建築物の建築制限を行う。
8	水害保険・共済制度等	該当なし	

※上記以外で独自の取組を実施されている場合は、項目を追加してご記入ください。

流域対策に係る取組 調査票

氾濫防止

No	項目	概要	取組状況・課題
1	防潮堤、水門整備・陸 閘等高潮対策	該当なし	
2	流木対策	流木による洪水被害の拡大予防	【取組状況】【課題】「森林の保全・整備」において記述

※河川整備・下水道（雨水）整備についてはこれまでの調査でお聞きしているため省略します。

※砂防施設整備、土砂災害対策については今回の調査の対象外とします。

保水・遊水対策

No	項目	概要	取組状況・課題
1	森林の保全・整備	琵琶湖森林づくり条例（平成 16 年 4 月施行）の基本理念に基づき、流木による洪水被害拡大防止などのため、多面的な機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち地域の特性に応じた森林づくりを行っている。	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林に指定して、山地災害の防止、森林病虫獣害の低減等を図る ・ 効率の良い森林管理のため、林道・作業道を整備 ・ 水源かん養機能が高いとされる長伐期林や複層林への誘導 ・ 針葉樹と広葉樹の混交林化による多様な森林づくり <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の施行から 10 年が経過し、林地境界の明確化やニホンジカ対策等の新たな課題が生じてきている。
2	農地の保全・整備	農地の保全	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興地域の整備に関する法律など関係法令の的確な運用等により、優良農地の確保・保全を図っている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手不足、獣害等の原因による耕作放棄地の発生が問題となっている。
3	農業用施設の治水利用	ため池等の治水利用	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ モデル地区において、ため池を治水利用した場合の効果の内外水を考慮

			<p>した氾濫解析モデルを用いて測定。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高頻度降雨に対して一定の効果が確認されたが、河川整備の計画規模レベルの降雨に対する効果は限定的であったため、事業化に至らなかった。
4	雨水貯留施設の整備	各戸貯留の推進	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県下複数の市町（大津市・東近江市・栗東市）で助成を行っている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 義務化されるものではなく、治水計画において効果を見込むことができない。
		開発調整池の指導	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法に基づく開発行為の許可に関して、県・市町の役割分担のもと雨水排水基準や開発指導要綱に基づき、洪水調節池(1/10～1/50)等の設置を指導している。調整池は、原則市町に帰属し市町が維持管理を行っている。工場用地内の調整池等市町への帰属ができない場合は、市町長と設置者との間で管理協定を締結し、協定に基づき設置者が維持管理する制度を構築している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工場用地内等の調整池は私有財産であることなどから、治水計画その効果が見込まれていない。継続的な機能確保については、市町の管理下で行われているため、県は機能確保状況を把握していない。
		開発調整池の義務化・恒久化	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県条例（埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例）等を参考に、開発調整池の計画規模を10年確率として、開発調整池の義務化・恒久化を検討し、市町と調整した経緯がある。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既設調整池との整合性（雨水排水基準や開発指導要綱では県は50年確率として指導）

※上記以外で独自の取組を実施されている場合は、項目を追加してご記入ください。

減災			
No	項目	概要	取組状況・課題
1	確実な情報伝達の仕組みの整備	情報伝達演習	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県土木防災情報システムによって、各種情報提供・オンラインによる着信確認を行っている。 ・ 出水期前に関係機関と情報伝達訓練を実施 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練には水防担当者が参加するが、実際の水防待機班とは限らないため、より実効性のある演習にしていく必要がある。
2	避難勧告等の実効性の向上	地区別避難判断基準の設定	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地先の安全度」の時系列データを参考に、外水だけではなく、内水による浸水状況を踏まえた、地区別避難判断基準の検討を各地域で進める。 ・ 検討には「水害に強い地域づくり協議会」等を活用して、関係市町や地域住民も議論に加わっている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 判断基準となる河川水位や雨量のシミュレーションの組み合わせなど想定する事項が多く、地域の理解を深めながら検討する必要があるため、1箇所を設定するだけでも予算と時間がかかる。
3	水害リスク情報（浸水想定区域図・ハザードマップ等）の作成・周知	主要河川の浸水区域図の作成・公表（14 河川）	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防法に基づき主要河川の浸水想定区域図を作成・公表している。 ・ 市町村が作成するハザードマップの基礎情報としている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定河川の氾濫域以外での浸水深等が予測されず、リスクはあるものの空白になっているエリアが残る。 ・ 市町村が整備する下水道ハザードマップと想定外力が異なり、重ね合わせが難しい。

		県下全域の地先の安全度の作成・公表	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内水・外水を統合して解析可能な水理モデルを開発し、発生確率別想定浸水深を全県下で計量し公表した。 ・ 発生確率別の想定浸水深・流体力だけではなく、地点ごとの家屋水没発生確率や床上浸水発生確率を示した。 ・ 個別箇所での時系列データについても作成（出前講座等で利用）。一部はシミュレーション動画化して公表している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間会社（建設コンサルタント）に氾濫計算を委託するため、作成に時間と予算がかかる。 ・ 氾濫解析に基礎資料を調達する際、民間開発等による地形形状の変化、ほ場整備等の排水施設の整備、下水道（雨水）等の整備に係る情報収集・整理に時間と手間がかかる。 ・ 山間部など計算モデルの更なる改良が必要な場所がある。
4	水防活動体制の整備	洪水予報河川の指定：7 河川 (県 6 河川、国 2 河川、重複 1 河川)	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防法に基づき、流域面積が大きく洪水によって相当の被害が発生するおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水の恐れがあると認められるときには、滋賀県と気象庁が共同発表。 ・ 市長村長が出す避難指示・避難勧告等の判断基準の一つとなる。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定対象を拡大するには、支川を含む中小河川では洪水到達時間が短く、十分なリードタイムを取った予測が困難な状況。
		水位周知河川の指定：10 河川	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防法に基づき、洪水予報河川以外の河川のうち相当な被害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川として指定。 ・ 避難判断水位等を設定し周知。市町村長が出す避難指示・避難勧告等の判断基準の一つとなる。 <p>【課題】</p>

			<ul style="list-style-type: none"> 指定対象を拡大するには、より洪水到達時間の短い小河川では水位上昇が急激であるため、避難判断水位等の設定が困難な状況。
		水防警報河川の指定：9 河川 (県 8 河川、国 2 河川、重複 1 河川)	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水防法に基づき、河川ごとにあらかじめ水防活動の目安となる水防団待機水位・はん濫注意水位をきめておき、その水位に達したときに発表。
		地区別避難判断基準の設定	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル地区において、内水氾濫も考慮して地区ごとの避難判断基準を設定する。 地域に伝承される予兆現象等に加え、内水・外水氾濫を同時に考慮した解析結果を用い、市町防災担当者、自治会役員、地域住民とのワークショップ等より検討。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討には一定の時間・費用等を要するため、短時間に広く事業展開するのが難しい状況にある。
5	地下街等の防災体制の整備	該当なし	
6	要支援者対策の推進	要援護者の避難計画の作成	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> モデル地区において、内水・外水氾濫を同時に考慮した解析結果を用いて、市町防災担当者、自治会役員、地域住民とのワークショップ等より検討。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討には、個人情報の取扱いの課題や一定の時間・費用等を要するため、短時間に広く事業展開するのが難しい状況にある。
7	土地利用・住まい方の誘導	琵琶湖沿岸でも盛土の指導	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法に基づく開発行為の許可に関して、開発許可権限移譲市または県（6 町域のみ）の開発許可担当部局が、開発許可技術基準に基づき、B. S. L. +1. 4m（琵琶湖の計画高水位）以上となるよう宅盤の嵩上げを指導している。

		<p>※B. S. L. : 琵琶湖基準水位</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発許可技術基準や開発指導要綱の改正前の開発時に、一部嵩上げがなされていない宅地がある。
	リスク情報の重要事項説明の努力義務化	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域治水条例に基づき、宅地建物取引時に、「地先の安全度」（確率別の予想浸水深図）および水防法に基づく「浸水想定区域図」を重要事項説明の扱いに準拠して、情報を提出することを努力義務化している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 努力義務であるため取引業者の理解を得るための十分な普及・啓発が必要であり、継続して要請、周知等の取り組みを進める。
	土地利用規制	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法および流域治水条例に基づき、水害が頻発し床上浸水が想定される箇所（時間雨量 50 mm で 0.5m 以上の浸水が予測される箇所）については、原則として新たに市街化区域に編入しない。ただし、盛土等により対策が講じられる場合にはこの限りではない。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> いわゆる逆線引きは行わない。既存市街地については、河川・下水道（雨水）整備により相当の安全度を確保する。
	耐水化建築の義務化	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法および流域治水条例に基づき、人命を脅かす浸水が想定される箇所（200 年確率洪水で 3m 以上の浸水深）については、災害危険区域制度を活用して、予想浸水面以上に避難場所が確保できるような建築構造を義務化。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例に基づく浸水警戒区域指定に地域の合意を得ることとしており、合意形成を図るため丁寧な取組が必要。 災害危険区域制度を用いることから、特定の閾値により「著しい危険」

			を判定しなければならない。しかし、浸水面は空間的に連続しており特定の閾値による線引きが難しい（例えば、3mを閾値すれば、2.99mは規制されないが、3.00mは規制される）。浸水のように緩やかに連続するリスクに対して、区域指定を伴わず建築で対応することが望まれるが、制度設計や莫大な予算措置に課題がある。
8	氾濫流制御施設（二線堤・輪中堤・水害防備林）の保全・整備	氾濫流制御施設の保全	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫流制御の効果が認められるもので河川施設であるものについては原則として改変を認めない。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川施設等に指定されていない場合には、改変を制限するスキームがない。具体的方策を検討中。
		連続盛土設置時の水害リスク考慮	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域治水条例により、新設される連続盛土（道路等）により水害リスクが大きく高まる可能性があれば、水害リスクを考慮した構造にすることを事業者に義務化している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、数事例の協議を開始しているが、事業者と氾濫原管理者との役割分担や具体的な方法（費用負担、解析・評価方法、設計方法など）について庁内関係課および国道工事事務所と連携し、検討しているところ。
8	水害保険・共済・補償制度等		

※上記以外で独自の取組を実施されている場合は、項目を追加してご記入ください。

流域対策に係る取組 調査票

氾濫防止			
No	項目	概要	取組状況・課題
1	防潮堤、水門整備・陸 閘等高潮対策		
2	流木対策	・京都府森林の適正な管理に関する条例の制定（平成 27 年 4 月施行予定）	【取組状況】 ・「森林の保全・整備」において記述

※河川整備・下水道（雨水）整備についてはこれまでの調査でお聞きしているため省略します。

※砂防施設整備、土砂災害対策については今回の調査の対象外とします。

保水・遊水対策			
No	項目	概要	取組状況・課題
1	森林の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川流域地域森林計画及び由良川流域地域森林計画の策定 ・京都府豊かな緑を守る条例及び京都府森林利用保全指針に基づく施策展開 ・森林整備の実施による森林の保全・整備 ・モデルフォレスト運動の展開 ・京都府森林の適正な管理に関する条例に基づく森林所有者対策 	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流域ごとに地域森林計画を定め、森林の保全及び利用の方向性を示している。 ・京都府豊かな緑を守る条例において関係者の責務を定めるとともに、同条例に基づき、「京都府森林利用保全指針」を定め、森林の適切な利用及び保全を進めている。 ・上記指針においては、「持続的な森林資源の育成」「府内産木材の利用推進」「府民ぐるみでの森林づくり」の三つの基本方向により施策を展開することとしている。 ・保安林の指定により森林管理を推進している。 ・治山事業による森林整備（間伐等）を進め、土砂流出防止機能や水源涵養機能など森林の持つ公益的機能を維持・増進している。 ・京都モデルフォレスト運動により、企業等が、地域住民、森林組合、ボランティア団体等と連携して、森づくり活動を実施している。

			<p>また、平成 25 年度から活動の裾野を広げ、地域住民が中心となった府民参加型モデルフォレスト運動を展開しており、森づくり活動延べ参加者が年間 1 万人を突破した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 4 月施行予定の京都府森林の適正な管理に関する条例においては、森林所有者にその所有する森林が荒廃により災害の原因となることがないように責務を定めるとともに、荒廃した場合において、府民の生命・身体に危害を及ぼすおそれがあるときは、森林所有者に対して勧告・命令を発することができることとした。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 近年の短時間強雨に際しては、森林の保全対策だけでは災害を防ぐことは困難な場合があり、降雨と災害との関係についての知見の蓄積や避難対策など総合的な取組が必要である。 木材価格の長期低迷、不在村拡大による林業への関心の低下、山村の高齢化の進展により、適正な林業施業を通じた森林の保全が困難な状況にある。
2	農地の保全・整備	農地の保全	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域の整備に関する法律など関係法令の的確な運用等、農業振興に必要な施策を実施している。 また、農地・水保全対策により農地の維持・保全活動の取組を推進している。 府民や企業が地域と協定を結び、耕作放棄地等を活用する京都モデルファーム運動により、農地が有する多面的機能の維持を図っている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の保全は多面的機能を支える取組として有効であるが、今後、遊水機能を持たせた取組を検討する必要がある。
3	農業用施設の治水利用	ため池等の治水利用	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ため池の一斉点検により、ため池流域を精査し、設計洪水流量と洪水吐

			<p>能力について確認をしたところであり、今後、ため池の治水効果について検討することとしている。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予想を超える豪雨が発生した場合、越流・決壊に係るため池のリスク評価が必要であり、全てのため池を治水利用することは困難である。
4	雨水貯留施設の整備	開発行為に伴う雨水貯留施設等の設置指導	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府管理河川の流域内で1ヘクタール以上の開発行為を行う場合は、「開発行為に伴う治水対策マニュアル(案)」により河川管理者と協議を行うよう指導 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在のところ行政指導の範疇で指導
		各戸貯留の推進	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内複数の市町（7市町）で助成を行っている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務化されるものではなく、治水計画において効果を見込むことができない。

※上記以外で独自の取組を実施されている場合は、項目を追加してご記入ください。

減災			
No	項目	概要	取組状況・課題
1	確実な情報伝達の仕組みの整備	全体としての取組	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨量、水位、河川防災カメラ画像といった河川防災情報や土砂災害警戒情報の詳細情報を、インターネット、イントラネット、地デジ、携帯電話、テレビテロップ等の様々なメディアを通じて関係機関や住民へ情報提供している。

		防災情報システムの活用	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報、直轄河川の洪水予報・水防警報、ダムの放流連絡は、相手が受信したことを確認できる衛星通信系防災情報システムにより一斉送信している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛星通信系防災情報システム回線が1回線しかないため、受発信する情報が増えると、順番待ちになり時間がかかっている。
		情報提供の二重化	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民には雨量、水位、河川防災カメラ、土砂災害警戒情報等の防災情報をインターネットで提供するとともに、市町村等へはイントラネットでも情報提供し二重化している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村でイントラネットに接続できる端末が限られている。
		水防警報等発表支援システムの開発	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでは、府管理河川の洪水予報・水防警報等の発表をFAXで送信してきたが、発表漏れ防止や時間短縮のため、水防警報等発表支援システムを開発した。
		情報伝達訓練の実施	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達の習熟を図るため、出水期前に関係機関と情報伝達訓練を実施。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員全員が訓練に参加しているわけではないので、職員間で習熟度の差がある。
2	避難勧告等の実効性の向上	地域毎の警戒基準の設定	<p>【取組状況・課題】</p> <p>市町村等に対し、避難の目安となる雨量等の基準を地域毎に設定する取組を促進している。</p>

	<p>土砂災害警戒情報の詳細情報提供</p>	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報の詳細な情報をインターネット及びイントラネットで提供し、特にイントラネットでは土壌雨量指数や土砂災害発生危険基準線（CL）等を確認できる。 （避難勧告等の発令を支援するため検討中） ・災害履歴の蓄積を踏まえ、土砂災害発生危険基準線（CL）の見直しを検討。（H26 検討予定） ・詳細情報システムでの危険度表示を5kmメッシュから1kmメッシュへ細分化。（H26 検討予定） <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらなる予測精度の向上が必要。 ・空振りもあり、住民の避難意識につながらないケースが多い。
	<p>地区別雨量の表示</p>	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・XRAIN 解析雨量データを市町村の避難勧告等の発令単位で表示することで、避難勧告等の発令を支援している。現在3町で試験的に実施しており、今後は府内に拡大していく予定。（H26 検討予定） <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府北部はXRAIN（250mメッシュ、1分間隔）の観測範囲外になっているため、Cバンドレーダ（1kmメッシュ、5分間隔）での観測データしかない状況にある。

3	<p>水害リスク情報（浸水想定区域図・ハザードマップ等）の作成・周知</p>	<p>各種ハザード情報の充実・公表</p>	<p>【取組状況・課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害からの安全な京都づくり条例（仮称）」を検討中であるが、本条例において水害リスク情報をはじめ各種ハザード情報を充実させ、府として総合的に公表する旨を規定する予定である。
		<ul style="list-style-type: none"> ・洪水予報、水位周知河川の浸水想定区域を指定・公表（28河川） ・上記関連河川や水防警報河川等の浸水想定区域図の作成・公表（96河川） 	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防法に基づき洪水予報河川、水位周知河川の浸水想定区域を指定・公表している。（28河川） ・上記関連河川や水防警報河川等の浸水想定区域図を作成・公表している。（96河川） ・市町村が作成するハザードマップの基礎資料となっている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」「浸水想定区域図作成マニュアル」が改定され、洪水時家屋倒壊危険ゾーンの設定や氾濫想定地点別・時系列浸水情報を早期に検討する必要があるが、検討に必要な外力（対象降雨）を国が決定しないため、作業着手できない。
		<p>内水ハザードマップ（下水道ハザードマップ）の作成に関する指導・助言</p>	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内水による浸水被害発生実績が多い（10年間で200戸以上など）市町を中心に内水ハザードマップを作成するよう指導するとともに、作成方法について説明会を行う等、作成に向けた支援を行っている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的な専門性が高く費用的にも人員的にも市町にとって負担が大きいこと、洪水による浸水想定に内水による浸水想定が包含される（区域は

			内水の方が狭く、浸水深は内水の方が浅い) 場合があること、洪水(水防法)、土砂(土砂災害防止法)など他のハザードマップのように法定義務がないこと、等の理由により、現時点で作成済みなのは2市のみ
4	水防活動体制の整備	洪水予報河川の指定(4河川)	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防法に基づき、流域面積が大きく洪水によって相当な被害が発生するおそれのある河川を対象として、水位予測の精度を確保できる河川を指定している。洪水のおそれがあると認められるときには、京都府と気象台が共同発表を行い、市町村の避難勧告等の判断材料の一つとなっている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村から中小河川での水位予測を希望されるが予測が困難。
		水位周知河川の指定(25河川)	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防法に基づき、洪水予報河川以外の河川のうち重大な被害が発生するおそれがある河川を水位周知河川として指定している。 ・避難判断水位等を設定し周知することで、市町村が出す避難勧告等の判断基準の一つとなっている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村から避難判断水位の設定を希望されるが、小河川では水位上昇が急激であるため、避難に必要なリードタイムが確保できない。
		水防警報河川の指定(61河川)	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防法に基づき、相当な損害が発生するおそれがあると認められる河川について、水防活動の目安となる水防団待機水位・氾濫注意水位を設定し、その水位に達すると水防警報を発表し、水防活動を支援している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防警報河川を指定するが、水防活動を行う水防団員、消防団員が減少

			していることから、適切な水防活動が行えるよう支援する必要がある。
5	地下街等の防災体制の整備		
6	要支援者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般避難所をユニバーサルデザインにするための「福祉避難コーナー設置ガイドライン」、府民に要配慮者支援について啓発を行うための「災害時要配慮者避難支援ガイドブック」、市町村の災害時要配慮者支援を具体的に進めるための「災害時要配慮者避難支援指針」の作成 ・避難所において要配慮者を適切に支援する「福祉避難サポートリーダー」を養成 ・要配慮者を含めた市町村の避難訓練の実施に向けた支援 	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度末に作成。防災研修会等で活用できるよう府内の市町村、関係機関、避難所等に配付。 ・養成講座を平成 26 年 10 月から開始。平成 28 年度末までに府内で 1000 人の養成を目標としている。 ・平成 26 年 8 月に木津川市での避難訓練を支援した他、10 月には京田辺市、11 月には中丹地域での実施における支援を予定 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記取組に係る更なる普及啓発
7	土地利用・住まい方の誘導	建築物の建築の制限	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法に基づき、出水による危険が著しい区域については、市町村が災害危険区域制度を活用し、条例で建築物の建築制限（原則、居住の用に供する建築物は建築不可）を課している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風被害を受けた由良川沿いの地区（2 市）に留まっている。
8	水害保険・共済制度等		

※上記以外で独自の取組を実施されている場合は、項目を追加してご記入ください。

流域対策に係る取組 調査票

氾濫防止			
No	項目	概要	取組状況・課題
1	防潮堤、水門整備・陸 閘等高潮対策	伊勢湾台風（昭和 34 年 9 月）と同規模の大型台風が大 阪湾に最悪のコース（室戸台風の経路）を通して、満潮 時に来襲したことを想定して防潮施設を整備する	概ね完了
2	流木対策	流木による洪水被害の拡大予防	槇尾川にて実施

※河川整備・下水道（雨水）整備についてはこれまでの調査でお聞きしているため省略します。

※砂防施設整備、土砂災害対策については今回の調査の対象外とします。

保水・遊水対策			
No	項目	概要	取組状況・課題
1	森林の保全・整備	放置森林対策行動計画（H25.12 改定）のもと、森林の公 益的機能を向上させ、水を育む森を目指すべき森林の姿 とし、森林整備と木材利用が一体となった循環林を目指 す	<p>〈取組状況〉</p> <p>〈農林部局の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林管理に必要な路網整備と間伐材搬出を盛り込んだ、森林整備につい ての方針を作成するとともに、森林所有者、地域住民、NPO 団体等が協働 で森林整備を推進するための森づくり委員会を設置 ・保安林指定等による公的関与により、間伐を実施 ・木材の地産地消を促進するためおおさか材認証制度の運用 <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおさか材の認知度向上等 <p>〈農林部局と河川担当部局の取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境農林部と都市整備部による情報共有の場として流域総合対策連絡調 整会議を設置し、ため池などのプロジェクトに関して情報共有、相互協 力による、効率的かつ効果的に総合的な対策を推進

			<p><河川担当部局の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・榎尾川にて、地域・学校・企業と協働による“森づくり”の実施
2	農地の保全・整備	府民の幅広い参加による農空間の保全と活用	<p><取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農空間の公益的機能（治水機能含む）を發揮させるべき「農空間保全地域」の制定（「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」） ・農空間保全委員会において、遊休農地の解消の対策手法を検討 ・農業者、農業団体及び府民一体となった農空間の保全と遊休農地対策を推進 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地を維持していく担い手不足、担い手の高齢化 ・多様な担い手への農地貸借の促進
3	農業用施設の治水利用	<p>ため池等農業用施設の治水活用</p> <p>ため池（ダムを含む）等農業用施設を活用した洪水調節</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池管理者に対する水位低下の協力要請 ・ため池の嵩上げ、余水吐の改良等による洪水調節容量の確保等 	<p><取組状況></p> <p>ハード整備：熊取大池にて検討、流域の貯留能力を高めるため、大雨時により多くの水を貯められるよう既存のため池を一部改良し、洪水時の下流負担を軽減する</p> <p>ソフト整備：室池にて検討、洪水時に予め水位を低下させ、より多くの水を貯められるような運用を行う</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備手法と維持管理に係る市町村や水利権者との調整
4	雨水貯留施設の整備	<p>雨水の各戸貯留の促進</p> <p>家庭での雨水貯留施設の設置に係る経費への助成</p>	<p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・府内13市/43市町村において助成制度を設置 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各家庭での流出抑制の有効性に対する府民理解の醸成 ・市町村における制度創設・財源確保

	<p>開発行為に伴う調整池等の設置及び管理に関する制度設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置・管理義務 ・ 既存調整池の恒久化 ・ 新設調整池の恒久化指導 	<p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に基づく恒久施設を指導：寝屋川流域 ・ 技術基準に基づく恒久施設を指導：猪名川流域、大和川流域 ・ 技術基準に基づく暫定施設を指導：上記以外の流域 ・ 現在市町村と恒久化等について協議中 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 恒久管理に対する市町村の理解 ・ 開発事業者への法的強制力または、助成等優遇措置の検討
	<p>公共施設での流出抑制施設の設置の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、公園等の公共施設における貯留施設整備の設置を促進 	<p><取り組み状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8市1町において設置 <p><課題></p> <p>公共施設管理者の理解、法的強制力</p>
	<p>寝屋川特定都市河川の指定</p>	<p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寝屋川流域の特定都市河川の指定 ・ 河川管理者・下水道管理者・流域市が共同で流域水害対策計画を策定 ・ 条例による開発調整池の恒久化 ・ 学校貯留の積極的推進（約128万m³の貯留量を確保（H24末）） ・ 地下河川（現在暫定貯留施設として使用）7箇所、76万m³ ・ 流域調節池23施設、57.3万m³ ・ 治水緑地3箇所、貯留量322万m³ <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他流域の指定には要件の緩和が必要

※上記以外で独自の取組を実施されている場合は、項目を追加してご記入ください。

減災			
No	項目	概要	取組状況・課題
1	確実な情報伝達の仕組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府民への確実な情報伝達体制 	<p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨量、水位等の情報については、大阪府河川防災情報（HP）にて府民へ情報提供している。 ・ また、地デジ放送により河川水位等が閲覧できるよう、テレビのテロップによる洪水注意、警報等の発表などメディアとの連携を図っている。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府民に避難行動に繋がる河川水位や雨量等のリアルタイム配信などを行うため、水防災システム等のさらなる整備が必要
2	避難勧告等の実効性の向上	<p>水防警報河川の危険水位等見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全河川 154 河川 ・ 水防警報河川 39 河川 ・ 洪水予報河川 13 河川 ・ 水位周知河川 26 河川 	<p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国（内閣府）の避難勧告等判断伝達マニュアル作成ガイドライン改訂や平成 24 年度末までに公表した「洪水リスク表示図」の資料等を踏まえ、水防警報河川の水位設定の検証業務を進めている。 ・ これら検証結果については、市町村で改訂する避難勧告等判断伝達マニュアルでの基礎資料としていただくよう協議を進めている。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国ガイドラインによる水位設定を参考とし、府管理河川の特性を反映した検討が必要 ・ 検討に係る費用等の確保
3	水害リスク情報（浸水想定区域図・ハザードマップ等）の作成・周知	洪水リスク表示図の公表	<p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本府では平成 24 年度末までに府管理の 154 河川の浸水リスクを示した「洪水リスク表示図」をHPや行政窓口で公表している。 ・ 当面、「洪水リスク表示図」で、リスクの高い約 170 箇所を対象とし、

			<p>自治会や小学校区単位で、リスクの周知、地域版洪水HM作成、避難訓練の実施等、洪水時の府民自らの行動に繋げ、地域防災力の向上に取り組んでいる。</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告に際し、避難方法・場所等を合わせて住民に伝達する必要。 ・ 市町村の協力や地域の理解が必要。
		内水ハザードマップへの取組	<p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内市町村では、現在 12 市町が「内水ハザードマップ」を公表し、HPや各戸配布により府民へ情報提供している。 ・ 未策定の市町村では、危機管理部局および土木部局等において、シミュレーションによる浸水想定区域の作成や防災マップの更新等、公表に向け作業中。 ・ 特に早期に作成すべき市町村においては、平成 28 年度末までに、作成し、地域の防災活動等に活用を進める目標を立てている。
4	水防活動体制の整備	関係機関との連携強化	<p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防活動体制を円滑に進めるため、年に 1 度、国・府・市町村・水防団体や関係機関を連携した大規模な水防演習を実施 ・ また、出水期前には関係機関とともに、実効性のある題材をもとに水防業務に係る風水害訓練を実施 ・ 府危機管理部局において、市町村危機管理部局等との防災対策協議会を開催。防災業務にかかる課題や意識共有を図っている。 ・ 地域単位でも、市町村の防災担当（危機管理、消防等）と防災対策連絡協議会等を開催。水防業務等への課題など意識共有を図り、連携強化に努めている。 ・ ・ 市町村などが発令する避難勧告等の判断材料として、行政関係機関向けに、河川水位予測などさらに詳細な情報をHPで配信 ・ 河川水位をもとに水防警報（洪水注意情報・警戒情報）を自動作成でき

			るシステムを導入するなど、水防業務の迅速化
5	地下街等の防災体制の整備	事業者間の連携、施設整備も含めた浸水対策の促進	<p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市が中心となり、大阪府、近畿地整、地下街管理会社、鉄道会社、関係民間ビル会社等で構成する『大阪市地下空間浸水対策協議会』を平成26年3月18日に設置
6	要支援者対策の推進		
7	土地利用・住まい方の誘導	<p>誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「都市計画区域マスタープラン」「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」における土地利用誘導 	<p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・H23年3月策定の都市計画区域マスタープランにおいて「溢水・湛水等の発生のおそれのある区間は、原則として、市街化区域へ含めないものとする」と記載 ・H24年4月策定の「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」において、「溢水や湛水等の発生のおそれのある区域」を地区計画策定の対象外区域とすることを記載
		<p>周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各開発窓口を通じた府民へのリスク周知 	<p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク周知の徹底をはかるため、開発担当部局、市町村農業委員会担当部局に対して説明を行い、府民への周知を依頼 ・啓発用チラシの設置
		<p>規制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域の指定と建築構造の制限 (建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域の指定と建築構造の制限) 	<p><取組状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係部局と勉強会を設置し、制度化に向けた検討を実施 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定に基づき災害危険区域を指定した実績が少ない、災害危険区域の指定の必要性
8	水害保険・共済制度等		

※上記以外で独自の取組を実施されている場合は、項目を追加してご記入ください。

流域対策に係る取組 調査票

氾濫防止			
No	項目	概要	取組状況・課題
1	防潮堤、水門整備・陸 閘等高潮対策	津波、高潮等による被害を防ぐ	<p>【取組状況】</p> <p>高潮対策として大阪高潮(S34 伊勢湾台風)対策事業計画で定めた計画水位にもとづき、堤防の構築、護岸、水門、排水機場を整備している。</p> <p>【課題】</p> <p>整備及び維持管理に多額の費用が必要となる。</p>
2	流木対策	流木等による水害防止対策	<p>【取組状況】</p> <p>県民緑税を活用し、H18 年度から「災害に強い森づくり」を進めており、流木対策として緊急防災林整備事業や里山防災林整備事業により、間伐材を利用した土留工や簡易防災施設（柵工等）を整備している。</p> <p>【課題】</p> <p>局所的な対策であるため、局地的大雨への対応を検討する必要がある。</p>

※河川整備・下水道（雨水）整備についてはこれまでの調査でお聞きしているため省略します。

※砂防施設整備、土砂災害対策については今回の調査の対象外とします。

保水・遊水対策			
No	項目	概要	取組状況・課題
1	森林の保全・整備	森林の公益的機能の高度発揮 森林の防災機能等の向上	<p>【取組状況】</p> <p>県民緑税を活用し、H18 年度から「災害に強い森づくり」を進めており、森林保全対策として、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備や住民参画型森林整備を進めている。</p> <p>また、「新ひょうご森づくり」として、公共造林事業の間伐等への上乗せ助成（森林管理 100%作戦）や森林ボランティア及びリーダーの育成、企業による森づくり活動の支援などを実施している。</p>

			<p>【課題】</p> <p>高齢化が進む中、人材が不足しているのが課題である。</p>
2	農地の保全・整備	優良農地の確保	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域制度等の適正な運用やほ場整備の実施により、優良農地を確保することが、下流域への雨水の流出抑制に繋がっている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地による雨水の流出抑制は、農家の農業活動に依拠するものであるため、流域対策の計画として見込むことはできない。
3	農業用施設の治水利用	ため池等の治水利用	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改修するため池において、洪水吐の一部切り下げなどの事前放流施設を設置している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農繁期の事前放流は、営農と両立させる必要があり、ため池管理者の理解と協力が不可欠である。 <p>〔ため池を治水利用するには、ため池自体が健全であること・日頃の管理ができていることが前提となる。このため、改修に合わせた施設整備と、協議・調整をため池管理者と行い理解と協力を得て取り組んでいる。〕</p>
		田んぼダムの推進	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 田んぼダムの取組を推進するため、取組意向のある農家に「田んぼダム用セキ板」を無料配布する等、積極的に普及啓発を行っている。 県内の農家に約 4,000 枚のセキ板を配布し、1,000ha 以上の農地で田んぼダムが実施されている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> セキ板の設置や維持管理にかかる農家の負担が増加する。 取り組む農家に直接効果がない場合もあるため、拡大には農家の取組意欲の向上を図る必要がある。
4	雨水貯留施設の整備	各戸貯留の推進	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでに 15 市 4 町で、雨水貯留タンク等への助成に取り組み、年々、助成制度を設けた取り組みが広がっている。

		<p>【課題】</p> <p>各自治体で雨水貯留タンク等への助成を制度化するにあたり、①浸水対策への意識が低い、②お金がかかる（市議会や市財政部局、市民への説明が困難）、③手間がかかる（人員不足）、④効果が不透明、といった課題がある。</p>
	<p>県有施設での流域対策の推進</p>	<p>【取組状況】</p> <p>総合治水条例に基づき、県有施設（県立高校、県営住宅、庁舎等）で率先して雨水貯留浸透施設を整備中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校庭貯留 実績4校、事業中3校 ・県営住宅 実施中2ヶ所 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校庭貯留について、実施校拡大のためグラウンドへの悪影響の懸念等不安材料の払拭のためのより丁寧な説明が必要。 ・今後、県立公園等での実施を検討
	<p>重要調整池の設置及び維持管理の義務化</p>	<p>【取組状況】</p> <p>雨水の流出増を伴う、1ha以上の開発行為に対して、重要調整池の設置及びその後の維持管理の義務化を行うとともに、条例違反者への罰則規定を定めている。（総合治水条例第10条）</p> <p>【課題】</p> <p>条例の周知徹底と未協議開発（条例義務違反開発）の取締まりの体制強化が必要である。</p>

※上記以外で独自の取組を実施されている場合は、項目を追加してご記入ください。

減災			
No	項目	概要	取組状況・課題
1	確実な情報伝達の仕組みの整備	河川水位・雨量の情報発信（178 水位局、261 雨量局）	<p>【取組状況】</p> <p>インターネット、ひょうご防災ネット等を利用し、リアルタイムの観測情報を一般に提供している。</p> <p>【課題】</p> <p>内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)」(改正 H26. 4)による避難勧告等を明確にする氾濫危険水位等の見直し設定。</p>
		河川監視カメラ画像の情報発信（93 河川 124 カ所）	<p>【取組状況】</p> <p>洪水により甚大な被害が予想される箇所など水防上重要な箇所、本川・主な支川の上流部などに河川監視カメラを設置し、リアルタイムの河川監視カメラ画像をインターネット等を利用し、一般住民や市町へ提供している。</p>
		現地にわかりやすいカラー水位標を設置（70 河川 98 カ所）	<p>【取組状況】</p> <p>現地にわかりやすいカラー水位標（氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位）を設置し、河川の危険度を視覚的に判断できるようにしている。</p> <p>【課題】</p> <p>内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)」(改正 H26. 4)による氾濫危険水位等の見直しを実施する場合、水位標の更新・貼り替えが必要。</p>
2	避難勧告等の実効性の向上	避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年台風第 9 号に伴う記録的な豪雨により、甚大な被害が生じ、避難情報の伝達や避難のあり方などについて、様々な課題が生じたため、県では、平成 24 年 4 月に兵庫県版の『避難勧告等の判断・伝達マニュアルガイドライン（水害・土砂災害編）』を策定し、市町の実情に応じた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成を助言してきた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年台風第 11 号の直後に行った避難行動に関する県民モニターア

			ンケート調査では、避難情報が発令された地域の多くの住民が「避難する必要はないと判断」し、避難を行わなかったと回答しており、避難情報の発令を確実な避難行動に結びつけることが課題である。
3	水害リスク情報（浸水想定区域図・ハザードマップ等）の作成・周知	県下全河川の浸水想定区域図の作成・公表（97水系、684河川）	<p>【取組状況】</p> <p>県下全河川の浸水想定区域図を作成し、インターネット上でCGハザードマップとして公開している。</p> <p>【課題】</p> <p>河川改修に伴う浸水範囲の見直しを随時行っていく必要がある。</p>
		内水ハザードマップ作成の推進	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水シミュレーションによる手法の他、既に公表・配布済みの防災マップや洪水ハザードマップに浸水実績を追記する等により、15市7町で作成済みである。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未作成の自治体では、作成にあたり、①洪水氾濫情報との輻輳、②浸水実績の正確性、③浸水実績による内水浸水啓発効果に対する疑義、④浸水実績明示に対する苦情を懸念、⑤防災部局が所管しており調整が必要、といった課題がある。
4	水防活動体制の整備	水防技術講習会の開催	<p>【取組状況】</p> <p>水防団員や消防団員などを対象に、毎年出水期前に、水防技術講習会（実技及び座学）を開催している。</p> <p>【課題】</p> <p>参加状況が市町によりばらつきがあるので、より多くの市町に参加してもらえるよう周知を行いたい。</p>

		水防情報伝達演習の実施	<p>【取組状況】</p> <p>水防時に情報を共有する必要がある県並びに市町、警察署、建設業者等を対象とした水防情報伝達演習を、毎年出水期前に開催している。</p> <p>【課題】</p> <p>より実践に近い演習とする必要がある。</p>
		水防連絡会の実施	<p>【取組状況】</p> <p>毎年、土木事務所ごとに国、市町、消防、警察等関係機関を集め、水防活動要綱の改正内容等について説明会を開催している。</p>
5	地下街等の防災体制の整備	該当なし	該当なし
6	要支援者対策の推進	個別支援計画の作成促進	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年版として全面的に改定した『災害時要援護者支援指針』の主旨徹底を図るため、県内市町等を対象に全県会議を開催するとともに、県民局ごとに市町や介護保険事業者など、関係機関による連携会議を開催 ・県内各市町における災害時要援護者対策の進捗にばらつきがある状況に鑑み、市町域を超えて、課題やその解決のための知恵を話し合い、さらなる取組を促進する契機とするため、事例発表を含むシンポジウムを開催予定 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画の作成はコミュニティが主体となる必要があるが、市町職員がコミュニティに働きかけるなどして進めているものの、モデル的な地域以外は、支援者の確保が進んでいない。
7	土地利用・住まい方の誘導	土地利用計画策定者との連携	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に規定する土地の利用に関する計画を定めようとする者は、総合治水を推進する県と連携し、当該土地の利用に関する計画を定めることとしている。(総合治水条例第52条)
8	水害保険・共済制度等	フェニックス共済への加入促進	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、住宅所有者の相互扶助の精神

			<p>に基づき、自然災害により被害を受けた住宅の再建・補修等を支援する「兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)」の加入促進を図っている。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の目標として加入率 15%を目指しているが、H26.8 末現在 9.1%となっている。マンションが多い都市部での加入率が低迷していることや、制度への認知度が低迷していることがその理由として挙げられることから、今後も、加入促進員を通じた加入勧奨や、テレビ、ラジオ、動画配信、SNS 等の媒体を活用した制度の普及啓発に努める。
--	--	--	--

※上記以外で独自の取組を実施されている場合は、項目を追加してご記入ください。

流域対策に係る取組 調査票

氾濫防止			
No	項目	概要	取組状況・課題
1	防潮堤、水門整備・陸 閘等高潮対策		
2	流木対策	流木対策	【取組状況】 ・間伐等における伐倒木の処理についての留意点を森林組合等に通知し、 林業事業者等への指導に努めている。

※河川整備・下水道（雨水）整備についてはこれまでの調査でお聞きしているため省略します。

※砂防施設整備、土砂災害対策については今回の調査の対象外とします。

保水・遊水対策			
No	項目	概要	取組状況・課題
1	森林の保全・整備	水源のかん養や山地災害の防止等、森林のもつ多面的機能の持続的な発揮	【取組状況】 ・「奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例」の基本理念のもと、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、県内の森林を「環境保全林」と「木材生産林」に区分し、森林施業の促進や森林の適切な整備・保全に必要な施策を講じている。 ① 環境保全林での取り組み ・森林環境税による施業放置林の整備（強度間伐） ・森林環境税による里山林整備（NPO等や森林所有者と連携） ② 木材生産林での取り組み ・造林補助事業による森林整備 ・県産材の安定供給と利用拡大による森林資源の循環利用 ③ 環境保全林・木材生産林での共通の取り組み ・治山事業による山地災害の復旧と予防 ・基盤となる林道の整備

			<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備増強のための予算確保。
2	農地の保全・整備	水田の多面的機能（洪水調整機能）の活用 （水田貯留対策）	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水田の貯留機能を活かした取組として、排水口に穴のあいた水位調整板（通常水管理用より高い板：約 10cm 程度）を設置し、降雨時に水田の排水を抑制することで、雨水を一時的に水田に貯留する取組を実施。 H24 田原本町 3ha、H25 田原本町 13ha、現在、H26 田原本町他 7 市町村 31ha に拡大、今後も取組面積の拡大に向け普及・推進。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨時に対して一定の貯留効果が確認されたが、本県の大和平野地域の水田は条里制遺構が残り 10a 区画に形成されているものの、抜本的なほ場整備が進んでいないため、畦畔が痩せていたり、排水柵の不揃いで、営農における水管理に労力を要しているとともに、水田の持つ洪水調整機能が十分に発揮されない状況にある。 －条件整備の必要性として、機能分離型排水柵の導入、畦畔の嵩上げ・補強、暗渠排水の整備等を併せて推進していく必要がある。
3	農業用施設の治水利用	ため池等の治水利用	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S57 大和川大水害を契機に大和川流域総合治水対策協議会を設立。協議会で県と市町村の対策目標を定めてため池の治水利用に取り組んでいる。 ・ 市町村の取組支援として、分布型流出モデルによる治水効果検証などの技術支援や流域貯留浸透事業の市町村補助（最大 8%）を実施。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標達成している市町がある一方で、進捗率 0%の市町村があるなど市町村間の進捗状況のバラつきが大きい。

4	雨水貯留施設の整備	雨水貯留浸透施設の整備	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S57 大和川大水害を契機に大和川流域総合治水対策協議会を設立。協議会で県と市町村の対策目標を定めて雨水貯留浸透施設整備に取り組んでいる。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所に指定される小学校などの公共施設に洪水を一時貯留することに対する懸念。
		開発行為等に伴う調整池の設置指導	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発許可等に関して防災調整池設置基準に基づき防災調整池の設置を指導。住宅開発等の調整池は、市町村が管理するが、工場用地内の調整池等市町村へ帰属できない場合は設置者が維持管理を行っている。 ・ 原則として治水計画（河川整備計画）において効果を見込んでいない。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村に帰属されない調整池の機能確保は把握できていない。 ・ 許可対象とならない造成行為に対する調整池の設置指導ができない。

※上記以外で独自の取組を実施されている場合は、項目を追加してご記入ください。

減災			
No	項目	概要	取組状況・課題
1	確実な情報伝達の仕組みの整備	河川情報システムの整備及び情報伝達演習	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良県河川情報システムによる雨量、水位等の庁内の情報共有、一般向けの情報提供のほか、関係機関へは防災ファックスにより水位があらかじめ定めた基準に達した場合に水防警報の通知を行っている。 ・ 出水期前に関係機関と情報伝達訓練を実施している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報伝達訓練は、対象となる河川・ダムを定めて実施しているため、全ての市町村を対象とした実務的な訓練の実施が課題。
2	避難勧告等の実効性の	水防情報の充実・強化	<p>【取組状況】</p>

	向上		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水位観測局の増設、ライブカメラの設置を進めており、河川の区間を区切ったきめ細かな避難判断水位等の設定や水位情報の発信、河川の状況の視覚的な提供による避難勧告等の判断に資する水防情報の充実・強化に取り組んでいる。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 数時間後の洪水を予見、予測することで、避難勧告等の実効性が高まると考えているが、一定の精度を確保するためのデータの蓄積や分析、シミュレーションには、相当な予算と時間がかかる。
3	水害リスク情報（浸水想定区域図・ハザードマップ等）の作成・周知	主要河川の浸水想定区域図の作成・公表（23 河川）	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防法に基づき主要河川の浸水想定区域図を作成・公表している。 ・ 浸水想定区域や浸水深を市町村へ提供し、洪水ハザードマップの基礎情報としている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定河川の氾濫域以外での浸水区域、浸水深等が予測されず、浸水想定区域となっていないエリアにおいて、浸水リスクが残る。
4	水防活動体制の整備	水位周知河川の指定（23 河川）	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防法に基づき、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川として指定している。 ・ 避難判断水位を設定し、市町村への水位の通知、一般への周知を行い、市町村長が出す避難勧告等の判断に資するものとしている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水位周知河川を増やし、避難判断水位の設定・周知することが望ましいが、水位観測局のさらなる増設が必要。また、洪水到達時間の短い小河川では水位上昇が急激であるため、避難判断水位の設定が困難な状況。
		水防警報河川の指定（23 河川）	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水防法に基づき、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川として指定している。（水位周知河川と同じ河川を指定） ・ 水防団待機水位・はん濫注意水位など水防活動の目安となる水位を定

			<p>め、その水位に達し増水のおそれがあるときに発表、市町村へ通知している。</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防警報河川を増やし、はん濫注意水位等の設定・周知することが望ましいが、水位観測局のさらなる増設が必要。
5	地下街等の防災体制の整備	該当なし	該当なし
6	要支援者対策の推進	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年の水防法改正に伴い、市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の要配慮者利用施設は避難確保計画の作成等に努めるよう奈良県水防計画に定め、取組の促進を図っている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の作成等は、水防法において事業主の努力義務とされていることから、市町村及び事業者のインセンティブが課題。
7	土地利用・住まい方の誘導	土地利用規制	<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水常襲地域(※)は、原則として市街化区域に編入しない。 ・過去に浸水実績のある区域は、市街化区域への編入に際し、県及び市町村関係部局と調整を図る。 <p>※昭和57年8月の大水害以降3回以上浸水のある地域</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理念や考え方の法的位置づけはあるが、具体的な場所やエリアを特定した定型的な規定が無いいため、編入協議等に苦慮する
8	水害保険・共済制度等		<p>【取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親水護岸施設における管理瑕疵による事故に対する保険には加入しているが、洪水被害に対する保険には加入しておらず、民間保険を利用してもらう事となる。 <p>【課題】</p>

			・県の事業として、水害に特化した補償制度を構築するのは費用対効果等から考えて困難と考える。
--	--	--	---

※上記以外で独自の取組を実施されている場合は、項目を追加してご記入ください。